

土地改良事業計画概要書

隠岐の島町土地改良区 維持管理事業

第1章 目 的

この土地改良区は、農道、用排水路の土地改良施設をその事業目的が十分果たせるよう組織的、計画的に管理し、これが機能低下を防ぎまた農作業効率の向上を図り、農業生産性の維持向上に寄与する。

第2章 地域の所在及び現況

【所在地】

変更前

隠岐の島町都万

地積 45.3ha

変更後

隠岐の島町原田、隠岐の島町城北町、隠岐の島町下西、
隠岐の島町平、隠岐の島町南方、隠岐の島町北方、隠岐の島町元屋、
隠岐の島町中村、隠岐の島町都万

地積 179.2ha

【地形】

地勢は、概して狭隘かつ急峻で、中山間地が優越し、平地（10°以下）13.4%、緩傾斜地（20°以下）33.8%、傾斜地（30°以下）39.4%、急傾斜地（30°以上）13.4%となっており、500m級の山々が連なり、これに源を発する八尾川、重栖川、中村川、元屋川、都万川が流れ、その河口部に三角州等のまとまった平地が分布している。

【気象】

平均気温13.7℃で、対馬海流とリマン海流の影響で、夏冬の気温差が少ない海洋性気候に近く、降水日数と降水量は本土並みで、冬期には、北西の季節風が強いが、降雪量は比較的少ない。

【水利状況】

本土地改良区の取水の状況は、八尾川、重栖川、中村川、元屋川、都万川からのポンプアップによる取水が大半であり、一部地域で自然流下による取水をしている。

また、ため池は主に渇水時の補給水として用いている。

【営農状況】

水稻を中心とした一毛作が行われている。

繁殖和牛に対応したWCS用稲も栽培されている。

【地域環境の概況】

昭和３８年に大山隠岐国立公園に指定され、風光明媚な景観である。

平成２５年には、隠岐諸島全体が、ユネスコ世界ジオパークに認定され、数万年単位での大地の成り立ちや独自の生態系及び、そこに住まう人々の営みを体感できる場として、国内外から注目を集めている。

第３章 維持管理の要領

(1)維持管理計画

用水、排水関係施設

日常の維持管理は、土地改良区の各支部に施設管理者を設置して行う。

また草刈、土砂上げも関係受益者において計画的に行い取水、排水の円滑化を図るものとする。

補修工事等については、予算状況を鑑み計画し、緊急を要する場合及び軽易なものについては、必要に応じて行政機関と協議をおこない、その都度実施する。

農道施設

日常の維持管理は、関係受益者において行う。また草刈等は耕作者において計画的に行い、交通の円滑化を図るものとする。

補修工事等については、予算状況を鑑み計画し、緊急を要する場合及び軽易なものについては、必要に応じて行政機関と協議をおこない、その都度実施する。

(2)環境と調和への配慮

島の独自の生態系に配慮して、土地改良施設の維持管理を行っていくうえで、特定外来種を発見した場合は積極的に駆除を行うよう心がけていく。

第４章 費用の概算

変更前

1, 農道	20千円（年間概算）
2, 用水路	192千円（年間概算）
3, 排水路	85千円（年間概算）
計	297千円

変更後

土地改良施設維持管理費用（全施設）	年間金額（千円）
通常的維持管理費（管理費、配水費）	1,370
補修費	650
運転費	5,450

第5章 効 用

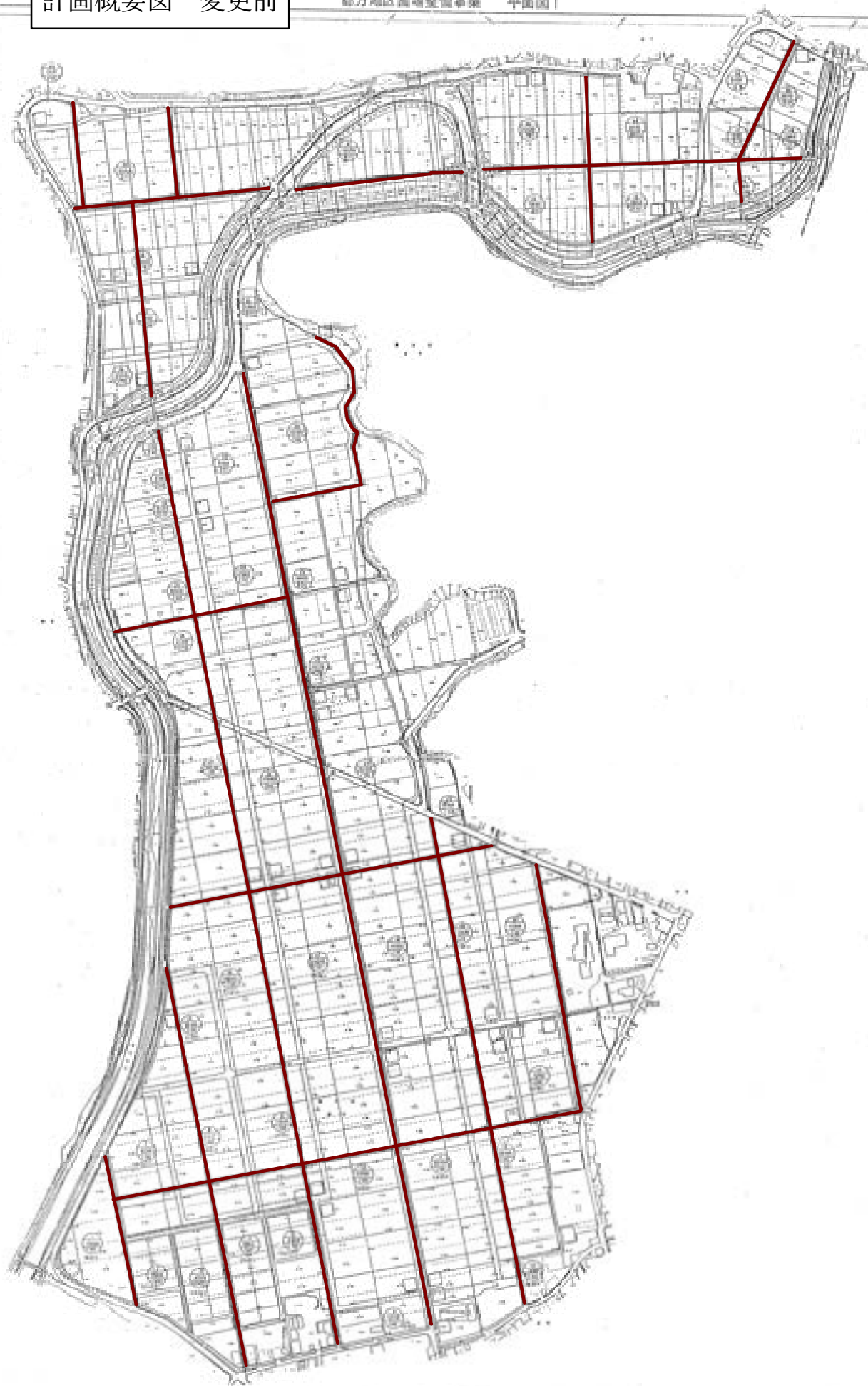
土地改良施設を有効かつ適正に管理することにより、生産性の向上、災害防止による安定した農業生産及び農作業効率の向上を図るとともに、維持管理の節減及び施設の機能低下の防止による長寿命化を図り、更新経費の節減に努め、農業経営の安定と合理化を図る。

第6章 他事業との関連

なし

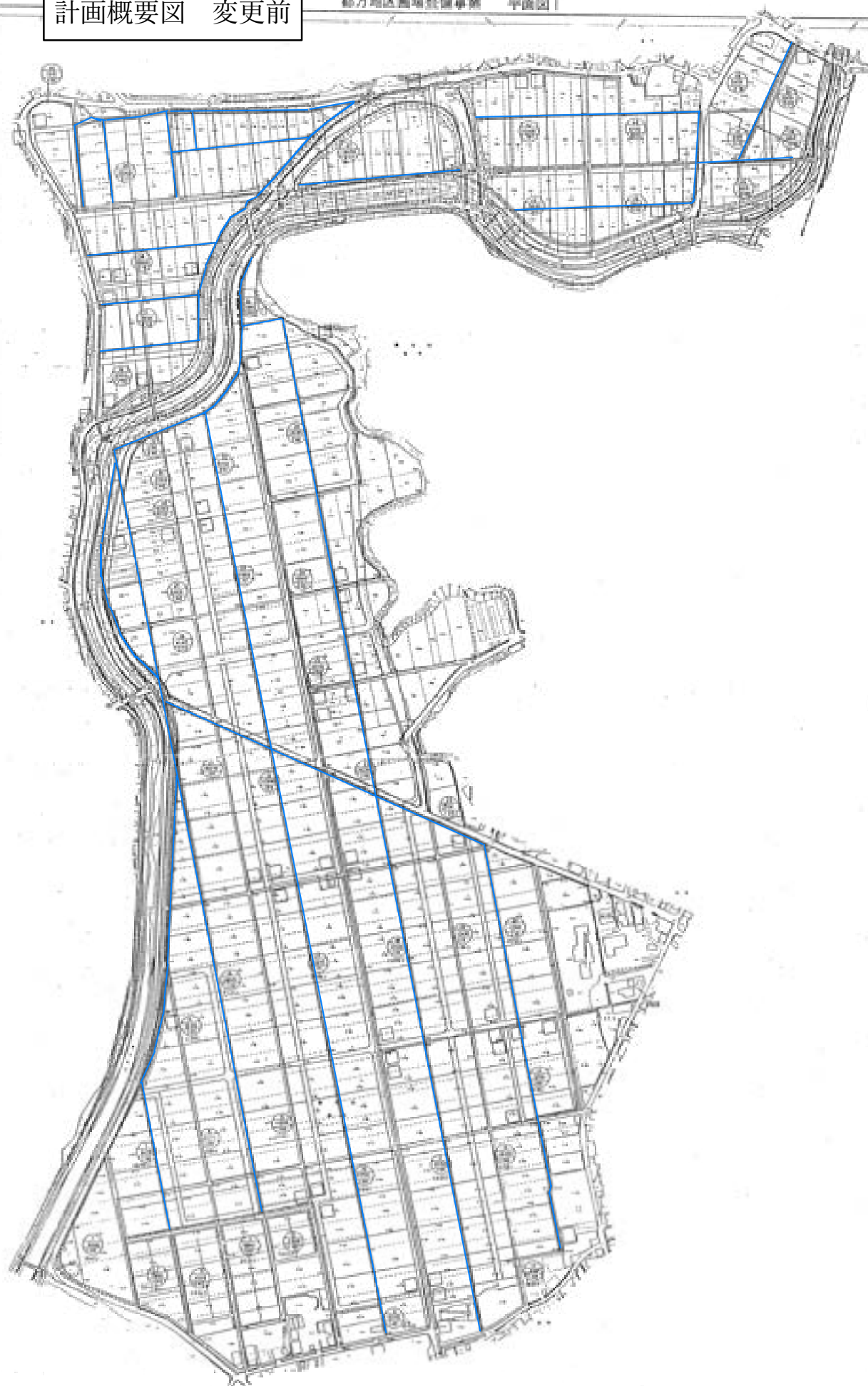
第7章 計画概要図

別紙のとおり



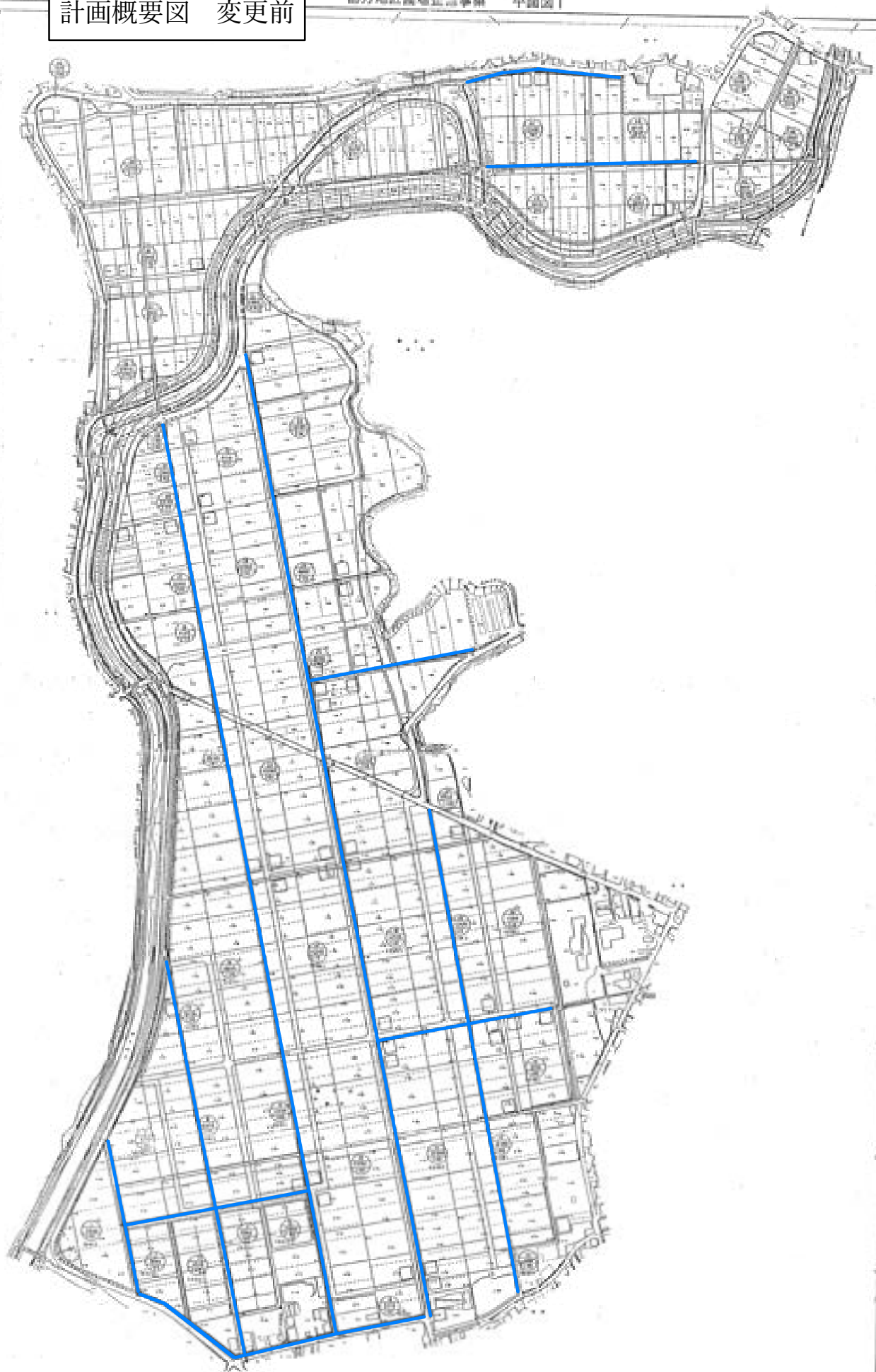
下田地区農道維持管理区間図

管理延長 $L = 6.45 \text{ km}$



下田地区用水維持管理区間図

管理延長 $L = 7.93\text{ km}$



下田地区排水維持管理区間図

管理延長 $L = 4.98 \text{ km}$

隠岐の島町土地改良区 計画概要図

変更後

